

見積合わせ案件

業務名	令和8年度 丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気 工作物保安管理業務
業務施行場所	京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク」
業務期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
業務内容	別添「令和8年度 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書」 (以下「仕様書」という。)のとおり
見積書提出期間 及び時間	令和8年3月13日～3月19日 9:00～17:00
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。
見積書提出場所	公益財団法人京都産業21 北部支援センター 〒627-0004 京都府京丹後市峰山町荒山225 「丹後・知恵のものづくりパーク」内
見積合わせ参加資格	① 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条 の2で定める外部委託先の要件を満たしている者であること。 ② 見積書提出時において、京都府の指名停止を受けていないこと。 ③ 京都府内に本店又は支店等の事業所を有すること。 ④ 停電事故等が発生した場合、概ね1時間以内に到着し、対応できること。 ⑤ 京都府委託業務競争入札参加資格（ビル管理等委託業務）を有すること。 ⑥ 上記のほか、電気事業法施行規則第52条から第53条の2、経済産業省告示第249号、主任技術者制度の運用通達（原子力安全・保安院）及び「仕様書」に示されている事項を遵守する者であること。
質問等受付期限	締切日前日 17:00 電話又はファックスでお願いします。
担当	公益財団法人京都産業21 北部支援センター（担当：森田） 電話番号：0772-69-3675 F A X：0772-69-3880

令和8年度 丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務 委託仕様書

この業務は、電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定による「保安管理業務」の委託を行うもので仕様は次のとおりとする。

仕様書上、公益財団法人京都産業21を甲、受託者を乙とする。

1. 業務名

令和8年度 丹後・知恵のものづくりパーク施設自家用電気工作物保安管理業務

2. 業務対象電気工作物

(1) 名称及び所在地

「丹後・知恵のものづくりパーク」

京都府京丹後市峰山町荒山225

(2) 需要設備の概要

(「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図参照)

設備容量 1, 450KVA

最大電力 685KW

受電電圧 6, 600V

3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

4. 業務の内容等

(1) 内容

甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であってその細目は「保安管理業務の細目」のとおりとする。

(2) 緊急時の対応

乙は甲に電気事故・故障が発生した場合、休祭日、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をするものとし、対象事業所へ概ね1時間以内に到達すること。

(3) 報告又は資料の提出

電気事業法第106条第4項に規定する報告及び資料の提出を行うこと。経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。

(4) 立入検査の立会い

電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

5. 定期点検等の項目及び回数

乙の行う点検項目は別表「巡視・点検及び測定・試験の基準」のとおりとし、点検の回数は次のとおりとする。

(1) 月次点検 毎月1回(設置・改造等の工事期間中は毎週1回以上)

ただし、低圧絶縁監視装置を設置の場合は、隔月の点検実施でも可能。

(2) 年次点検Ⅰ 毎年1回実施

(3) 年次点検Ⅱ 3年に1回(年次Ⅰの内容も含む)

<令和5年度実施のため、令和8年度に実施する。>

(4) 臨時点検 必要の都度

(5) 点検・測定試験のうち、別表「巡視・点検及び測定・試験基準」中の△印のものは、停電の影響、過去の実績その他の理由によって省略できる。

6. 監視装置(絶縁監視装置)の設置

甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、乙は監視装置(絶縁監視装置)を設置することができる。また、監視装置(絶縁監視装置)を設置した場合は、常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスを行う。

7. 乙は、甲との連絡を確保するため、電話その他の装置を完備することとする。

8. 保安業務担当者の明確化

乙は保安業務担当者の「氏名」「生年月日」「主任技術者免状」種類及び番号を明示するとともに、身分を示す証明書により本人であることを甲に対して明らかにすること。

9. 点検結果の報告と記録の保存

乙は点検終了後、甲に点検結果を報告するとともに記録を3年間保存しなければならない。

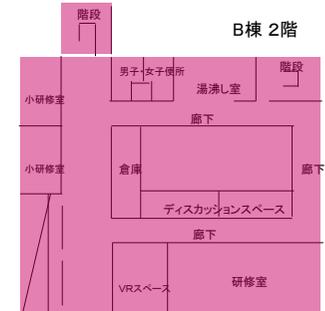
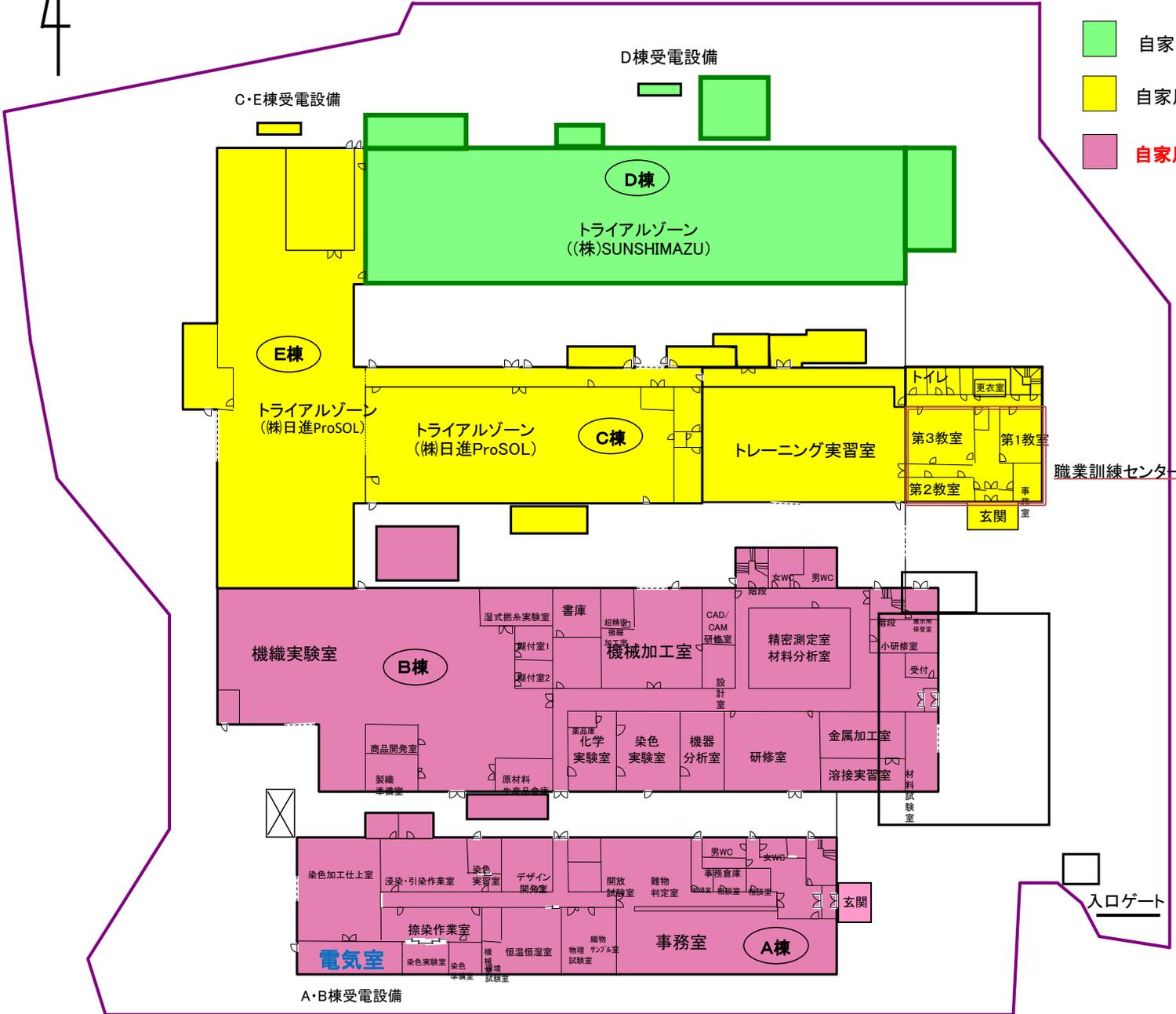
10. その他

電気事業法、電気事業法施行規則等関係法令を遵守するとともに、関係機関への申請、届出を速やかに行うこと。

「丹後・知恵のものづくりパーク」自家用電気事業者エリア図



- 自家用電気事業者((株)SUNSHIMAZU)
- 自家用電気事業者(株日進ProSOL)
- 自家用電気事業者(当該業務委託エリア)



入口ゲート

保安管理業務の細目

1. 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書（以下「仕様書」といいます。）第4項第1号に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとする。

 - (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検（週1回以上）及び測定・試験
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験。
 - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検
2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は、別表（巡視、点検及び測定・試験の基準）のとおりとする。
3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順で実施すること。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うこと。
 - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況によっては、運転を停止して点検すること。
 - (3) △印のものは、保安協会の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により実施しない場合がある。
4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行うこと。
 - (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
 - (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
 - (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項
5. 落雷及び水災による受電設備の損傷に対する保険での保証

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、甲の申し出により、乙の加入する「受電設備保証保険」から、甲の高圧受電設備を現状復帰させるために要した修理費を保険により保証するものとし、その内容は次のとおりとする。ただし、高潮及び地震・噴火による津波は保険の保証対象外とする。

 - (1) 保険の対象となる受電設備（保険の目的）は、電気事業者との責任分界点から受変電設備内の低压配線用遮断器又は開閉器の二次側端子までの機器・設備とする。
 - (2) 保険の対象とならない受電設備は、上記以外の機器・設備、及び上記の間に設置されている「木柱、コンクリート柱、屋側、フェンス」。
 - (3) 支払われる保険金（給付金）は、損傷を受けた受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧するために要した費用（修理費）から、甲の負担額（2万円）を差し引いた金額とする。なお、乙から甲へ「改修のお願い」をしてあるものなど、事故の内容により保証できない場合があることを甲は了解する。
 - (4) 「受電設備保証保険」の内容等の変更については、乙は甲の了解を得ず保険会社との契約内容を変更できるものとし、変更した場合は、甲に変更内容を通知すること。
6. 乙の設置する低压絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 乙は、甲の事業場の低压電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。
 - (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供するものとする。
 - (3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」といいます。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存するものとする。
 - (4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わないものとする。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済するものとする。
 - (5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去するものとする。

設備	点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週1回]	月次点検 [隔月1回]	年次点検 [毎年1回]		
				年次点検 I	年次点検 II	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、ケーブル等		外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	母線等	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	○
		10 ^{kV} ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○

設 備		点検項目	工事期間中の巡視、点検 [週 1 回]	月次点検 [隔月 1 回]	年次点検 [毎年 1 回]	
					年次点検 I	年次点検 II
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
遮断器	外観点検	○	○	○	○	
	絶縁抵抗測定			△	○	
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定			○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		始動・停止試験			○	○
		保護継電器の動作試験			△	○
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断器、開閉器、配電盤、制御装置等	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		発電電圧、周波数(回転数)の測定			○	○
保護継電器の動作試験				△	○	
	インターロック試験			△	△	
P C B	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断器等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

- 注 1 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 2 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 3 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 4 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 5 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 6 絶縁油の酸価度試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 7 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該回路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 8 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 9 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧回路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 10 10kVボルトによる絶縁抵抗測定は、6kVボルトの高圧設備に対して適用する。
- 11 小出力発電設備が設置されている場合は、負荷設備に準じた点検項目で点検を行う。
- 12 「PCB」については、高濃度PCB含有電気工作物に該当する場合は、使用および廃止(予定)の状況を把握し届出状況の確認を行う。